平成２４年（フ）第４７０号
静岡市清水区平川地６－２　イーストサイド202号室、住民票上の住所静岡市駿河区小鹿1739番地の５
債務者　七條　勇司
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月10日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９７号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目44番６号　サンパーラ松本102、前住所静岡県静岡市駿河区南町３番２号　フォルム南町50Ｄ号
債務者　藏下　光弘
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘田　耕司
4　破産債権の届出期間　平成24年10月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
石川県羽咋郡志賀町大津ハの149番地
債務者　川畑　　登
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　浩二
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３９７号
新潟市中央区川岸町３丁目30番地　マンション川岸401号
債務者　坂内　　恵
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　　晶
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目16番12号パティオ逆瀬川202号
債務者　中邑　京子（旧姓石見）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０９号
兵庫県加古川市尾上町今福160番地の３　リベール加古川南506号、従前の事業所所在地神戸市兵庫区羽坂通３丁目５―11―２
債務者　佐々木工業こと　佐々木　崇
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　勉
4　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２４５号
奈良県香芝市真美ケ丘６－９　10号棟―302号室、住民票上の住所奈良県生駒市小明町1457番地16
債務者　小林　敏治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
岐阜県大垣市緑園92―２　有限会社オーエス内、住民票上の住所和歌山県和歌山市加納325番地の10　ハイツ津田２―205号室
債務者　淡路　佳史
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
岐阜県揖斐郡池田町上田1117番地の３
債務者　西脇　直子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
岐阜県大垣市荒尾町975番地　荒尾団地48号
債務者　河合登喜恵
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
奈良県北葛城郡河合町彩りの杜568番地220
債務者　川口あずさ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1853番地の16
債務者　新　　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
奈良県香芝市別所211番地３　レオパレス備前香芝102号、前住所大阪府河内長野市緑ケ丘北町13番４号
債務者　吉田　　健
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
奈良県香芝市別所211番地３　レオパレス備前香芝102号、前住所大阪府河内長野市緑ケ丘北町13番４号
債務者　吉田有加里
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係